

# 亀岡市創業支援助成金

(平成27年4月1日施行)

本制度は、亀岡市民の創業支援施策として、創業によって雇用の創出及び地域経済活力の向上を図ることを目的に、亀岡市内で新たに創業した方に対し、亀岡市創業支援助成金を交付します。

※このパンフレットの内容は、平成27年4月1日以後に創業した方を対象とします。

## <助成金の概要>

創業とは	<p>「創業」とは、次の(1)～(2)のいずれかに該当することをいいます。</p> <p>(1)事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること</p> <p>(2)事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該法人が事業を開始すること</p>
助成金交付対象者	<p>亀岡市創業支援助成金(以下、「助成金」)は、次の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者が対象となります。</p> <p>(1)亀岡市内に住所を有する方で、市内において<u>平成27年4月1日以後に創業し</u>、かつ、当該創業に係る事業が継続されていること</p> <p>(2)京都府中小企業融資制度又は日本政策金融公庫が取り扱う創業支援融資制度(以下、「融資制度」)を利用された方</p> <p>(3)過去に助成金の交付を受けていない方</p> <p>(4)現に市税を滞納していない方</p>
助成金	<p>助成金は、次に掲げる額を合算した額を助成します。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を交付いたします。</p> <p>(1)融資制度の利用に係る<u>融資額に100分の3を乗じた額</u>(限度額30万円)</p> <p>(2)創業時における<u>広告宣伝等に要した経費(消費税及び地方消費税を含む)に2分の1を乗じた額</u>(限度額20万円)</p>

<p>申請時期</p>	<p>創業した日から起算して3ヶ月を経過した日から6ヶ月以内に申請してください。</p> <p>(例)平成27年4月1日に創業した場合、平成27年7月1日から同年12月末日までが申請期間です。</p>
<p>申請に必要な書類</p>	<p>(1) 亀岡市創業支援助成金交付申請書</p> <p>(2) 融資制度の利用を証明できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>京都府中小企業融資制度利用の方は、金銭消費貸借契約証書等の写し及び京都信用保証協会が発行した信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写しなど</u></li> <li>・<u>日本政策金融公庫が取り扱う創業支援融資制度利用の方は、貸付実行日以降に日本政策金融公庫が発行した支払明細書の写しなど</u></li> </ul> <p>(3) <u>税務署受付印のある</u>所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する個人事業の<u>開業届出書控えの写し</u>又は法人税法(昭和40年法律第34号)第148条に規定する<u>法人設立届出書控えの写し</u></p> <p>(4) 官公署が発行する許可証、認可証、登録証等の写し</p> <p>(5) 住民票の写し</p> <p>(6) 市税の完納証明書</p> <p>(7) 創業時における広告宣伝等に要した経費(※)が証明できる書類</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p> <p>※不特定多数の方に対する宣伝的効果を意図した費用で、テレビ・新聞等の広告費用、チラシ・ポスター・看板などの作成費用のことをいいます。</p>
<p>申請・問い合わせ先</p>	<p>亀岡市役所産業観光部ものづくり産業課(市役所3階6番窓口)</p> <p>住所 亀岡市安町野々神8番地</p> <p>電話 0771-25-5033</p> <p>FAX 0771-25-4400</p> <p>※亀岡市ホームページでも公開しています</p>